

## 神奈川県臨床工学技士養成所指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県を所在地とする臨床工学技士養成所（以下「養成所」という。）について、臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

### (設置計画書等の提出)

第2条 養成所について、神奈川県知事（以下「知事」という。）の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の1年前までに、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（様式1）（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書（様式3））に関係書類を整え添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 趣意書
- (2) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 養成所の名称
- (4) 位置
- (5) 設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- (6) 入所予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- (7) 長の氏名及び履歴
- (8) 収支予算及び向こう2年間の財政計画

### (一般的事項)

第3条 一般的事項として次の事項を定める。

- (1) 指定規則第2条第1項の指定の申請書（様式2）は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書（様式4又は様式5）は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環

境は教育上適切であること。

(学生に関する事項)

第4条 学生に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。
- (2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

(教員に関する事項)

第5条 教員に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれに充てることのできる。
- (3) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

(授業に関する事項)

第6条 授業に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 指定規則別表第1及び別表第2に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (3) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考2及び別表第4の備考2に定める学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則(昭和63年厚生省令第19号)第14条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に

在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(4) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

(施設設備に関する事項)

第7条 施設設備に関する事項として次の事項を定める。

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(ア) 基礎工学実習室

(イ) 基礎医学実習室

(ウ) 臨床工学実習室

(3) 臨床工学実習室については、模擬運転実習を可能とする十分な電気容量、浄化水配管、医療ガスの設備等を有すること。

(4) 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。

(5) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(6) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。

(7) 教育上必要な専門図書は1000冊(ただし、臨床工学技士法(昭和62年法律第60号。以下「法」という。)第14条第2号又は第3号の養成所にあつては、500冊)以上、学術雑誌(外国雑誌を含む。)は20種類以上を備えていること。

(臨床実習に関する事項)

第8条 臨床実習に関する事項として次の事項を定める。

(1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。

(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は臨床工学技士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。

(3) 厚生労働省の定める基準に合った「臨床工学技士臨床実習指導者講習会」を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましいこと。

(4) 実習指導者の数は、学生5人当たり1人以上とすること。

(5) 臨床実習に当たっては、指定規則別表第3に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表3に掲げる実施することが望ましい行為を可能な限り実施すること。

- (6) 臨床実習前の到達度評価に当たって、学生が備えるべき接遇や基礎的な知識・技術を確認する際には別表4を参考とすること。

(その他)

第9条 その他として次の事項を定める。

- (1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条の報告は、確実にかつ遅滞なく行うこと。なお、当該報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して行うこと。

(広告及び学生の募集行為に関する事項)

第10条 広告及び学生の募集行為に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 ただし、この要綱は平成27年3月31日以前に養成所の指定を受けた養成所にも適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

別表1 教育内容と教育目標

区分 教育内容		単位数			教育目標
		法第十四 条第一号	法第十四 条第二号	法第十四 条第三号	
基礎分野	科学的思考の 基盤 人間と生活 社会の理解	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的に判断し行動する能力を培う。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。 多様性社会を理解し、患者や医療スタッフとの良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。
	人体の構造及び機能	6	6	6	解剖学、生理学、生化学などの観点から、人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎的能力を養う。
専門基礎分野	臨床工学に必要な医学的基礎	9	9	9	臨床工学に必要な臨床医学の基礎及び各種疾患の病態を体系的に学び、チーム医療の一員として、医療の内容を把握し理解する能力を養う。 また、保健医療福祉の向上のために、医療倫理、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステム、多職種連携において臨床工学技士が果たすべき役割を理解する。
	臨床工学に必要な理工学的基礎	16	16	16	臨床工学に必要な理工学的基礎知識を修得し、医療に応用される理工学的技術・機器を安全かつ効果的に使用するために必要な基礎的能力を養う。
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	7	7	7	医療分野で利用される情報処理技術及びシステム工学を学び、医療機器及び関連データの管理・分析・効率化等その実践応用に必要な基礎的能力を養う。
	小計	38	38	38	
専門分野	医用生体工学	7	7	7	工学の基礎概念を用いて生体を理解し、工学的技術を医療機器に応用するための知識・技術を修得する。
	医用機器学及び臨床支援技術	10	10	10	医療施設や在宅などで用いられる計測機器・治療機器の原理・構造・構成を工学的に理解し、その適正かつ安全な使用法や保守管理に関する実践的知識・技術を修得する。 また、医療機器を介した臨床支援が必要とされる症例の病態や検査・治療法の実際、手技について理解し、血液浄化療法における動脈表在化への穿刺針の接続・抜去、心・血管カテーテル治療における電氣的負荷装置の操作、輸液ポンプやシリンジポンプを用いた薬剤投与、静脈路の確保・抜針など医療機器を用いた幅広い分野における臨床支援に必要な実践的知識・技術を修得する。

生体機能代行技術学	1 2	1 2	1 2	人の呼吸・循環・代謝に関わる生命維持管理装置の原理・構造を工学的に理解し、その適正かつ安全な使用方法や保守管理に関する実践的知識・技術を修得する。 また、生命維持管理装置に関連し、臨床的な病態や手技を理解する。
医療安全管理学	6	6	6	医療の安全確保のために必要な医療機器及び関連施設・設備のシステム安全工学を総合的に理解する。 また、関連法規・各種規格、感染対策、医療安全対策の方策等を学習し、医療安全管理技術を修得する。 さらに、医療機器の操作に関連した臨床支援に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
関連臨床医学	7	7	7	臨床工学業務を行う上で必要な関連疾患の病態生理、検査・診断及び治療法を理解する。
臨床実習	7	7	7	医療における臨床工学の重要性を理解し、かつ、患者への対応について臨床現場で学習し、チーム医療の一員としての責任と役割を理解する。 また、臨床実習前後の到達度評価により、臨床実習に臨むために必要な知識・技術、患者対応及び臨床実習の効果を確認し、臨床工学技士としての基礎的な実践能力を身につける。
小計	4 9	4 9	4 9	
合計	1 0 1	8 7	8 7	

別表 2

機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験材料	一式
病理学教育用機材	一式
オシロスコープ	5人に1台
信号発生器	5人に1台
電動機	一式
変圧器	5人に1台
直流電源装置	5人に1台
デジタルマルチメータ	5人に1台
パーソナルコンピュータ	5人に1台
人工呼吸器	一式
人工心肺装置	一式
補助循環装置	一式
血液透析装置	一式
ペースメーカー及びプログラマ	一式
除細動器及び除細動器チェッカ	一式
電気安全チェッカ	一式
電気メス及び電気メスチェッカ	一式

患者情報モニタ(心電図、血圧、血液ガス、呼吸ガス等を計測するもの)	一式
輸液ポンプ	一式
救命処置生体シミュレータ	一式
静脈注射シミュレータ	相当数
*動脈表在化を含むバスキュラーアクセスへの穿刺針の接続・抜去のシミュレーションに係る器具備品	相当数
*内視鏡用ビデオカメラ保持に係るシミュレータ	一式

備考

- 1 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。
- 2 \*を付けたものについては、臨床実習施設において学ぶことができる場合には、養成所において有することを要しないこと。

標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体内臓模型	一式
人体骨格模型	一式
呼吸器模型	一式
血液循環系模型	一式
心臓解剖模型	一式
腎臓及び泌尿器模型	一式
脳及び神経系模型	一式

別表 3

臨床実習において学生に見学させることが望ましい行為

分類	臨床実習において見学させることが望ましい行為
呼吸療法関連	人工呼吸装置の操作に必要な吸入薬剤及び酸素等の投与量の設定及び変更
人工心肺関連	心臓手術時の体外循環に使用する機器・回路等及び操作に必要な薬剤、運転・監視条件の指示書等の確認 心臓手術時の体外循環に必要な機材の準備 人工心肺装置の組立て及び回路の充填 人工心肺装置の運転・監視条件の設定及び変更 人工心肺装置の操作に必要な血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更 心臓手術時の体外循環に必要な監視機器を用いた患者観察 心臓手術時の体外循環に使用する機器の終業点検、消毒及び洗浄
補助循環関連	補助循環に使用する機器・回路等及び操作に必要な薬剤、運転・監視条件の指示の確認 補助循環に使用する機器・回路、薬剤の準備 補助循環装置の組立て及び回路の充填 補助循環装置の運転・監視条件の設定及び変更 補助循環装置の操作に必要な血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更 補助循環装置の操作に必要な監視機器を用いた患者観察

	補助循環に使用する機器及び使用物品の消毒並びに使用後の消耗機器及び物品の廃棄
ペースメーカー関連	使用するペースメーカー等・プログラマ及び操作に必要な治療材料や薬剤、運転・監視条件の指示書等の確認 不整脈治療に使用する治療材料及び薬剤の準備 不整脈治療に使用する機器の運転・監視条件の設定及び変更 不整脈治療に使用する機器の操作に必要な監視機器を用いた患者観察 不整脈治療に使用する機器及び使用物品の消毒並びに物品の廃棄
集中治療関連	生命維持管理装置の操作に必要な治療材料及び薬剤並びに運転・監視条件の指示の確認 生命維持管理装置の運転・監視条件の設定及び変更 生命維持管理装置の操作に必要な監視機器を用いた患者観察 生命維持管理装置及び使用物品の消毒並びに使用後の消耗機器及び物品の廃棄
手術関連（周術期を含む。）	術式、使用する手術関連機器の操作に必要な治療材料や薬剤、運転・監視条件の指示の確認 併用する生命維持管理装置の操作に必要な薬剤及び運転・監視条件の指示の確認 手術関連機器及び治療材料の準備 手術関連機器の組立て 手術関連機器の運転条件の設定及び変更 手術関連機器の操作に必要な監視機器を用いた患者観察 手術関連機器等及び使用物品の消毒並びに使用後の消耗機器及び物品の廃棄
鏡視下手術における視野確保関連	術式及び使用する内視鏡手術システムに関連する指示の確認 内視鏡手術システム及び治療材料の準備 内視鏡手術システムの組立て 視野確保のための内視鏡用ビデオカメラの保持・操作 内視鏡手術システムの運転条件の設定及び変更 内視鏡手術システムの操作に必要な監視機器を用いた患者観察 内視鏡手術システムの消毒及び後片付け
心・血管カテーテル治療関連	検査・治療の内容、使用するカテーテル関連機器及び操作に必要な薬剤の指示の確認 併用する生命維持管理装置の操作に必要な薬剤、運転・監視条件の指示の確認 カテーテル関連機器、治療材料及び薬剤の準備 カテーテル関連機器の組立て カテーテル関連機器の運転条件の設定及び変更 カテーテル関連機器の操作に必要な監視機器を用いた患者観察 カテーテル関連機器や使用物品の消毒及び、使用後の消耗機器や物品の廃棄 身体に電氣的負荷を与えるための当該負荷装置の操作
静脈路確保関連行為関連	生命維持管理装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続 生命維持管理装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤（手術室で使用する薬剤に限る。）の投与

	生命維持管理装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血
保守点検関連	定期点検の計画立案・実施 トラブル・不具合発生時の対応 修理時の対応 添付文書または操作マニュアルの管理 電気・医療ガス設備の保守点検

別表 4

臨床実習に臨む学生が備えるべき接遇や基礎的な知識・技術

分類	行為
接遇など	(a) 挨拶 (b) 表情 (c) 身だしなみ (d) 態度 (e) 言葉遣い (f) 規律の遵守
基礎的な知識・技術	(g) 守秘義務 (h) 個人情報保護 (i) スタンダードプリコーション (j) 感染経路別の予防策 (k) 清潔・不潔の区別 (l) 手洗いの実施 (m) マスク、キャップ、エプロン等の着脱 (n) 自らに感染症状が生じた場合の対応 (o) インフォームドコンセント

様式 1

番 号  
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

臨床工学技士養成所の設置計画書について

標記について、臨床工学技士法第 14 条第 1 項に規定する臨床工学技士養成所の設置を計画したので、関係書類を添えて設置計画書を提出いたします。

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

臨床工学技士養成所の指定申請書について

標記について、臨床工学技士学校養成所指定規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、養成所の指定について、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置趣意書
- 2 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 名称
- 4 位置
- 5 設置年月日
- 6 学則
- 7 長の氏名及び履歴
- 8 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 9 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 10 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 11 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあっては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること。）、実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書
- 12 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画

様式1・2共通

臨床工学技士養成所設置計画書・指定申請書

1 名称							4 連絡者				
2 位置							氏名				
3 設置者	法人名						役職名				
	所在地						TEL				
							FAX				
5 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始										
6 種類等	臨床工学技士養成所			法第14条第 号 年課程			1 学年定員 名 (昼・夜)				
7 教員	免許の種類等	氏名	年齢	担予科目	担当目	免許番号等	免許取得年月等	本人の承諾書	所属長の承諾書	専任の別	兼任の別
								有・無	有・無		
								有・無	有・無		
								有・無	有・無		
8 建物	土地面積	m <sup>2</sup>			建物面積	m <sup>2</sup>					
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )					
9 臨床実習施設	実習施設の名称	所在地	病床数	実習指導者数	1 回 受入人数	1 回 受入時間数	年間 受入回数	年間 受入時間数			
10 整備に関する経費	区分	整備方法				金額					
	土地	設置者所有・寄附・買収・その他				千円					
	建物	設置者所有・新築・買収・その他				千円					
	設備					千円					
	合計					千円					
11 資金計画	区分					金額					
	自己資金					千円					
	借入金					千円					
	その他(具体的に )					千円					
	合計					千円					

(記入上の注意) 「8 建物」の各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

「9 臨床実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみ記入すること。

教員（専任・兼任）に関する調書

			養成所名			
氏名				現住所		
性別	男・女					
生年月日	年 月 日 ( 歳)			職種		
免許登録番号	第 号			免許登録年月日	年 月 日	
所属施設名				所在地		
卒業学校・養成所名	年 月 卒			専攻		
	年 月 卒			専攻		
職歴	年	月			年	月
教育歴	年	月			年	月
研究発表又は論文						
担当予定科目						
本人承諾書	有 ・ 無			所属長承諾書	有 ・ 無	

(記入上の注意)

- 1 専任・兼任のいずれかに○を付けること。
- 2 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。

(添付書類)

免許証の写しを添付すること。



# 実 習 施 設 承 諾 書

当施設が、臨床工学技士学校養成所指定規則に規定する臨床実習施設として、下記により臨床実習を担当することについて承諾する。

年 月

実習施設名  
施設所在地  
開設者氏名

(養成所代表者) 様

記

実習受入 1 回当たりの受入人数		人
実習受入 1 回当たりの時間数	計	時間
・血液浄化装置実習		時間
・集中治療室・手術室実習		時間
・医療機器管理業務実習		時間
・その他 ( )		時間
年間受入回数		回

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

(添付書類)

- 1 実習指導者の履歴書
- 2 免許証の写し
- 3 「臨床工学技士臨床実習指導者講習会」の受講修了証の写し (保有している場合)

実習施設に関する調書

実習施設名				
病床数 (又は入所定員)				
実習生受入状況 ( 年度)	養成所名	年間受入延人数 ( 実 数 )		
		( )		
		( )		
※申請時の前年度の 実績を記入すること		( )		
		( )		
		( )		
機械器具			保有の有無	数量
指定規則に定める 機械器具	人工呼吸装置	有	無	
	人工心肺装置	有	無	
	補助循環装置	有	無	
	血液浄化装置	有	無	
	ペースメーカ	有	無	
	生命維持管理装置	有	無	
	手術関連機器	有	無	
	内視鏡手術システム	有	無	
	カテーテル関連機器	有	無	
要綱に定める 機械器具	動脈表在化を含むバスキュラーアクセスへの穿刺針の接続・抜去のシミュレーションに係る器具備品	有	無	
	内視鏡用ビデオカメラ保持に係るシミュレータ	有	無	
呼吸療法関連実習			実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	人工呼吸装置の点検	有	無	
指定規則に定める 見学させる行為	呼吸療法に使用する機器及び回路、呼吸療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認	有	無	
	呼吸療法に使用する機器及び薬剤の準備	有	無	
	人工呼吸装置の組立	有	無	
	人工呼吸装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更	有	無	
	呼吸療法における監視機器を用いた患者観察	有	無	
	呼吸療法に使用する機器及び物品の消毒並びに使用した物品の廃棄	有	無	
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	人工呼吸装置の操作に必要な吸入薬剤及び酸素等の投与量の設定及び変更	有	無	

人工心肺関連実習		実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	人工心肺装置の点検	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	心臓手術時の体外循環に使用する機器・回路等及び操作に必要な薬剤、運 転・監視条件の指示書等の確認	有	無
	心臓手術時の体外循環に必要な機材の準備	有	無
	人工心肺装置の組立て及び回路の充填	有	無
	人工心肺装置の運転・監視条件の設定及び変更	有	無
	人工心肺装置の操作に必要な血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更	有	無
	心臓手術時の体外循環に必要な監視機器を用いた患者観察	有	無
	心臓手術時の体外循環に使用する機器の終業点検、消毒及び洗浄	有	無
	補助循環関連実習		実施等の有無
指定規則に定める 実施させる行為	補助循環装置の点検	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	補助循環に使用する機器・回路等及び操作に必要な薬剤、運転・監視条件 の指示の確認	有	無
	補助循環に使用する機器・回路、薬剤の準備	有	無
	補助循環装置の組立て及び回路の充填	有	無
	補助循環装置の運転・監視条件の設定及び変更	有	無
	補助循環装置の操作に必要な血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更	有	無
	補助循環装置の操作に必要な監視機器を用いた患者観察	有	無
	補助循環に使用する機器及び使用物品の消毒並びに使用後の消耗機器及び 物品の廃棄	有	無
	血液浄化療法関連実習		実施等の有無
指定規則に定める 実施させる行為	血液浄化装置の点検	有	無
指定規則に定める 見学させる行為	血液浄化療法に使用する機器及び回路、血液浄化療法の実施に必要な薬剤 並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認	有	無
	血液浄化療法に使用する機器の準備	有	無
	血液浄化装置の組立並びに回路の洗浄及び充填	有	無
	血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャント、表在化された動脈又は 表在静脈への穿刺及び除去	有	無
	血液浄化装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更	有	無
	血液浄化療法に使用する機器を用いた血液浄化療法の実施に必要な採血	有	無
	血液浄化療法における血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更	有	無
	血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察	有	無
	血液浄化療法に使用する機器及び物品の消毒並びに使用した機器及び物品 の廃棄	有	無

ペースメーカー関連実習		実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	ペースメーカーの点検	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	使用するペースメーカー等・プログラマ及び操作に必要な治療材料や薬剤、 運転・監視条件の指示書等の確認	有	無
	不整脈治療に使用する治療材料及び薬剤の準備	有	無
	不整脈治療に使用する機器の運転・監視条件の設定及び変更	有	無
	不整脈治療に使用する機器の操作に必要な監視機器を用いた患者観察	有	無
	不整脈治療に使用する機器及び使用物品の消毒並びに物品の廃棄	有	無
集中治療関連実習		実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	生命維持管理装置の点検	有	無
指定規則に定める 見学させる行為	生命維持管理装置、集中治療に使用する機器及び回路並びに集中治療の実 施に必要な薬剤の準備	有	無
	生命維持管理装置の組立並びに回路の洗浄及び充填	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	生命維持管理装置の操作に必要な治療材料及び薬剤並びに運転・監視条件 の指示の確認	有	無
	生命維持管理装置の運転・監視条件の設定及び変更	有	無
	生命維持管理装置の操作に必要な監視機器を用いた患者観察	有	無
	生命維持管理装置及び使用物品の消毒並びに使用後の消耗機器及び物品の 廃棄	有	無
手術関連実習（周術期を含む。）		実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	手術関連機器の点検	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	術式、使用する手術関連機器の操作に必要な治療材料や薬剤、運転・監視 条件の指示の確認	有	無
	併用する生命維持管理装置の操作に必要な薬剤及び運転・監視条件の指示 の確認	有	無
	手術関連機器及び治療材料の準備	有	無
	手術関連機器の組立て	有	無
	手術関連機器の運転条件の設定及び変更	有	無
	手術関連機器の操作に必要な監視機器を用いた患者観察	有	無
	手術関連機器等及び使用物品の消毒並びに使用後の消耗機器及び物品の破 棄	有	無

鏡視下手術における視野確保関連実習		実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	内視鏡手術システムの点検	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	術式及び使用する内視鏡手術システムに関連する指示の確認	有	無
	内視鏡手術システム及び治療材料の準備	有	無
	内視鏡手術システムの組立て	有	無
	視野確保のための内視鏡用ビデオカメラの保持・操作	有	無
	内視鏡手術システムの運転条件の設定及び変更	有	無
	内視鏡手術システムの操作に必要な監視機器を用いた患者観察	有	無
	内視鏡手術システムの消毒及び後片付け	有	無
心・血管カテーテル治療関連実習		実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	カテーテル関連機器の点検	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	検査・治療の内容、使用するカテーテル関連機器及び操作に必要な薬剤の指示の確認	有	無
	併用する生命維持管理装置の操作に必要な薬剤、運転・監視条件の指示の確認	有	無
	カテーテル関連機器、治療材料及び薬剤の準備	有	無
	カテーテル関連機器の組立て	有	無
	カテーテル関連機器の運転条件の設定及び変更	有	無
	カテーテル関連機器の操作に必要な監視機器を用いた患者観察	有	無
	カテーテル関連機器や使用物品の消毒及び、使用後の消耗機器や物品の廃棄	有	無
	身体に電氣的負荷を与えるための当該負荷装置の操作	有	無
静脈路確保関連実習		実施等の有無	
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	生命維持管理装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するための静脈路の確保及び接続	有	無
	生命維持管理装置を使用して行う治療における輸液ポンプやシリンジポンプを用いる薬剤（手術室で使用する薬剤に限る。）の投与	有	無
	生命維持管理装置を使用して行う治療における当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路の抜針及び止血	有	無
保守点検関連実習		実施等の有無	
指定規則に定める 実施させる行為	点検の実施	有	無
要綱に定める 見学させることが 望ましい行為	定期点検の計画立案・実施	有	無
	トラブル・不具合発生時の対応	有	無
	修理時の対応	有	無
	添付文書または操作マニュアルの管理	有	無
	電気・医療ガス設備の保守点検	有	無

## 添付書類

### 1 設置者に関する書類

#### (1) 設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人が臨床工学技士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

#### (2) 設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

### 2 建物に関する書類

設計図（平面図の略図でよい）

### 3 整備に関する書類

(1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

(2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

### 4 資金計画に関する書類

#### (1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

#### (2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等があればその書類の写

#### (3) 寄附金等

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

### 5 教育環境に関する書類

周辺の略図

様式 3

番 号  
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

臨床工学技士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更計画書について

標記について、臨床工学技士法第 14 条第 1 項に規定する臨床工学技士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更を計画したので、関係書類を添えて計画書を提出します。

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

臨床工学技士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更承認申請書について

標記について、臨床工学技士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、学則（学生の定員の増加）の変更について、関係書類を添えて申請します。

- 1 趣意書
- 2 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）
- 3 学則の新旧対照表
- 4 新学則（案）全文
- 5 その他変更事項を確認できる書類  
（省略）

※ 定員の増加に伴い、校舎各室の用途・面積の変更や実習施設の変更が生じる場合は、別途、承認の申請が必要です。

様式3・4共通 臨床工学技士養成所 定員変更計画書・定員変更承認申請書

1 名称											4 連絡者		
2 所在地											氏名		
3 設置者	法人名										役職名		
	所在地										TEL		
											FAX		
5 変更時期	年 月 授業開始												
6 種類等	臨床工学技士養成所				変更前定員		変更後定員		変更内容				
	法第14条第 号 (昼・夜) 年課程								学級定員の増、その他 ( )				
7 教員	現在の教員	免許の種類等	氏名	年齢	担予科	当定目	免許番号等	免許取得年月等	/		専任兼任の別		
	新たに採用する教員	免許の種類等	氏名	年齢	担予科	当定目	免許番号等	免許取得年月等	本人の承諾書	所属長の承諾書	専任兼任の別		
									有・無	有・無			
									有・無	有・無			
								有・無	有・無				
8 建物	土地面積						m <sup>2</sup>	建物面積					m <sup>2</sup>
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )					
9 臨床実習施設	既に承認を受けている実習施設数		実習指導者数		/								
	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	実習指導者数								1回受入人数	1回受入時間数

(記入上の注意)

- 1 建物を増築する場合は、「8 建物」の欄に ( ) 書きで別掲すること。  
各室の面積は内測有効面積を記入のこと。
- 2 「9 臨床実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

## 添付書類

- 1 変更理由書
- 2 過去3年間の受験者数及び入学者数
- 3 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調書（様式1の「教員（専任・兼任）に関する調書」に準ずる）及び承諾書（様式1の「承諾書」）
- 4 臨床実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書（様式1の「実習施設承諾書」）及び実習施設に関する調書（様式1の「実習施設に関する調書」）
- 5 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写

様式 5

番 号  
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

臨床工学技士養成所の〇〇の変更承認申請書

標記について、臨床工学技士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、〇〇の変更について、関係書類を添えて申請します。

記

1 指定施設名

2 変更事項

(1) 学則の変更

ア 修業年限	変更前	→	変更後
イ 教育課程	変更前	→	変更後
ウ 入所定員	変更前	→	変更後

(注：定員の増加は計画書の提出が必要です。)

(2) 校舎の各室の用途及び面積の変更

変更前	→	変更後
-----	---	-----

(3) 臨床実習施設の変更

変更前	→	変更後
-----	---	-----

3 変更年月日 年 月 日

4 適用年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 変更理由書

(2) 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）

(3) その他変更事項を確認できる書類

(省略)

様式 6

番 年 月 日 号

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

臨床工学技士養成所の〇〇の変更届出書

標記について、臨床工学技士学校養成所指定規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、〇〇の変更について、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 指定施設名

2 変更事項

(1) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

変更前 → 変更後

(2) 名称

変更前 → 変更後

(3) 位置

変更前 → 変更後

（注：養成所の移転は承認の申請が必要です。）

(4) 学則

変更前 → 変更後

（注：修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項は承認の申請が必要です。）

3 変更年月日 年 月 日

4 適用年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 変更理由書

(2) 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）

(3) 新旧対照表

(4) 新学則（案）全文

(5) その他変更事項を確認できる書類

## 学則新旧対照表

指定施設名	
新	旧

(作成上の注意)

学則の変更の場合は、変更部分条項のみを記入し、変更部分については下線を附すこと。

校舎各室の用途及び面積新旧対照表

指定施設名

階別	室名	基準面積	新面積	旧面積	備考
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

(作成上の注意)

各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

臨床実習施設の新旧対照表

指定施設名	
新施設	旧施設
計	計

(作成上の注意)

新・旧全実習施設名及び施設数合計を記入し、変更部分については下線を附すこと。